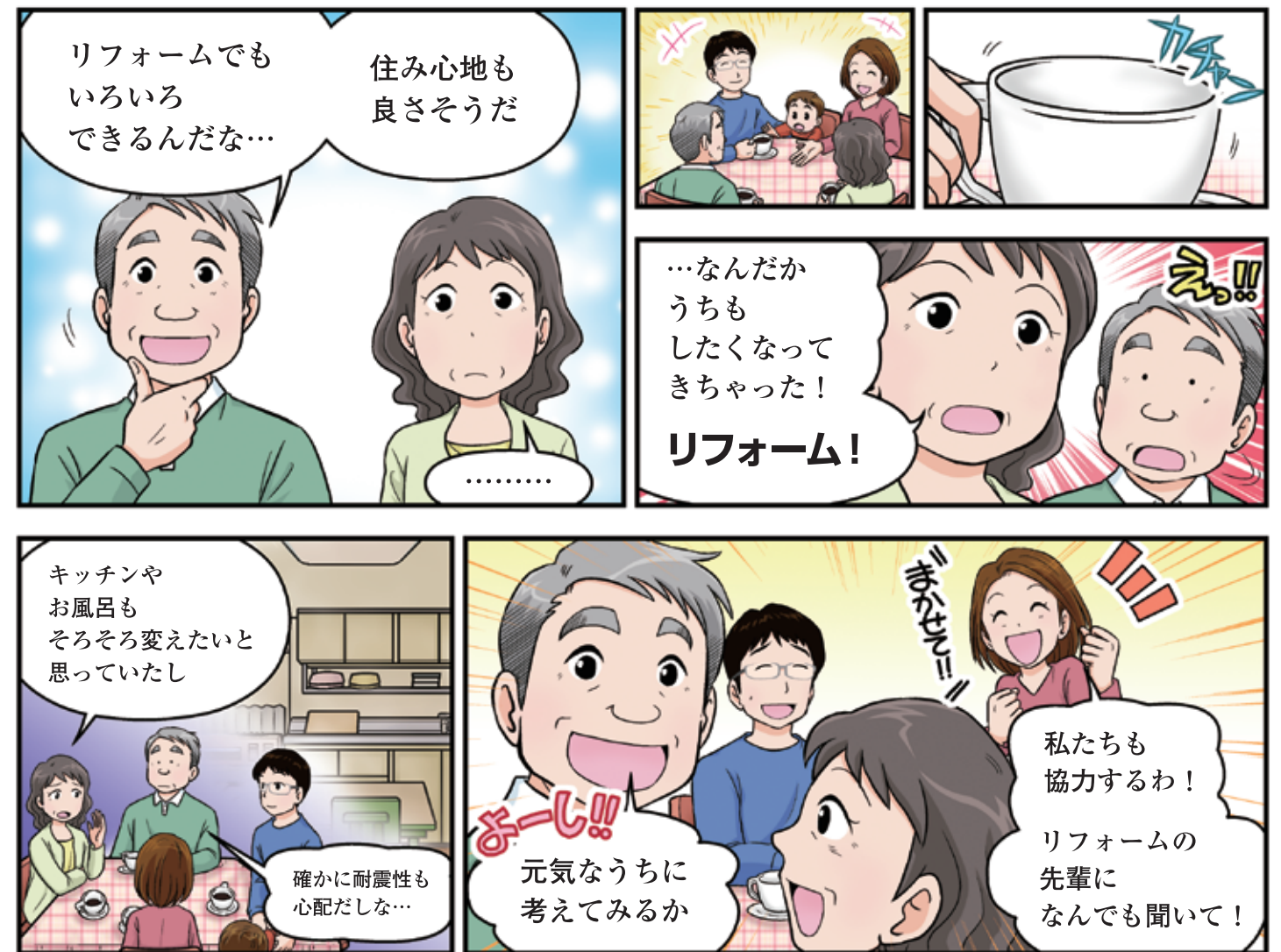
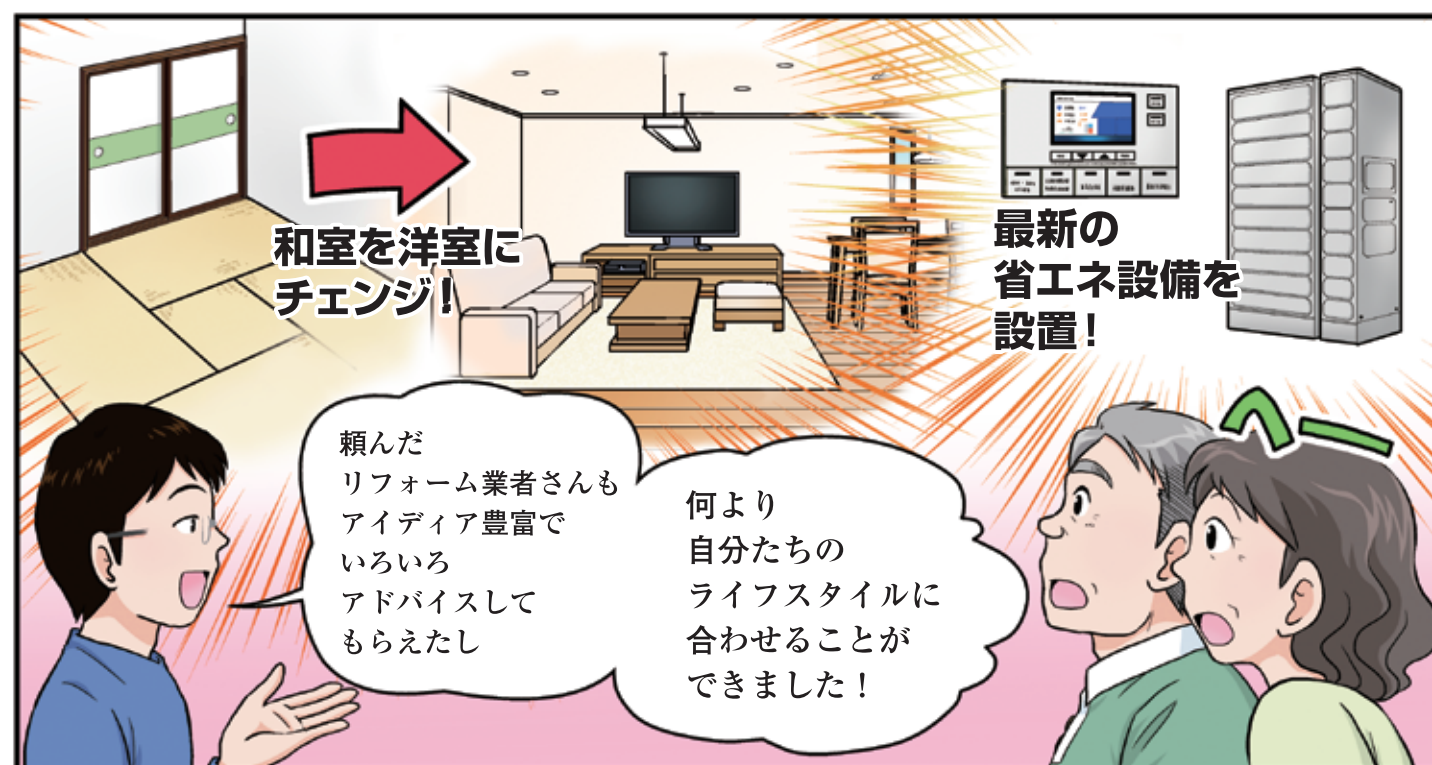
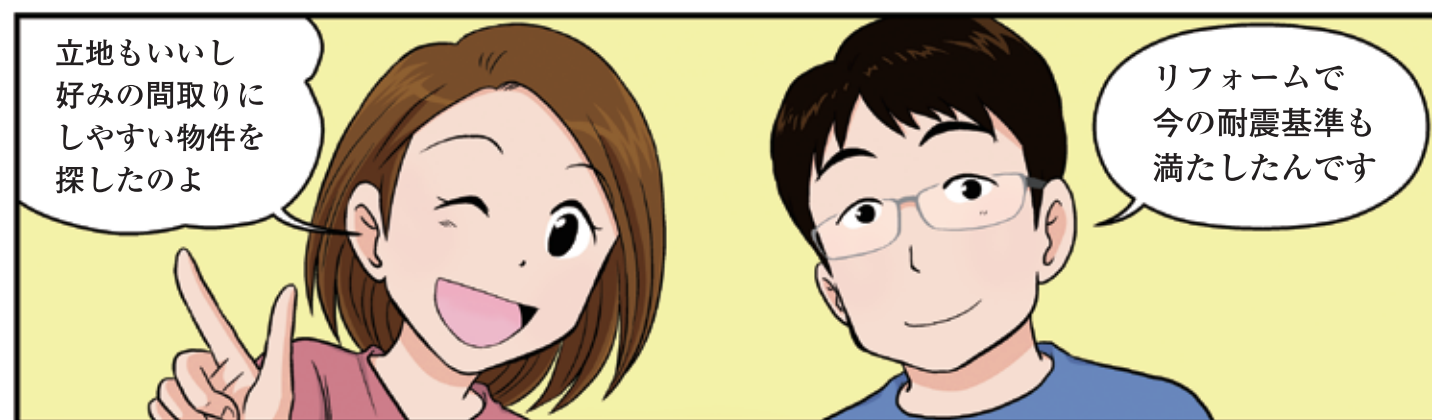
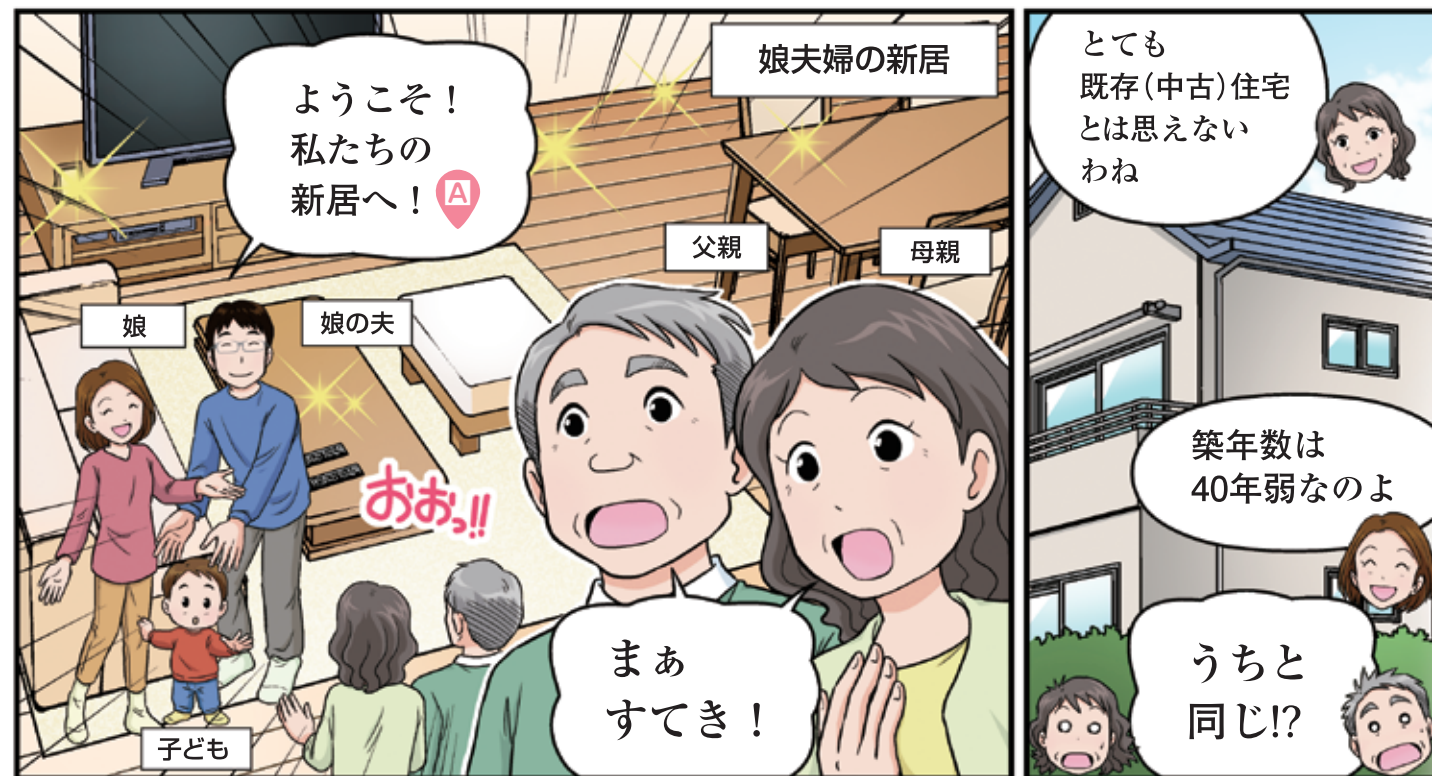




☆A 既存住宅を買ってリフォームという手も!

エリアを絞って住まいを探しているときなど、新築だけでなく既存住宅+リフォームも想定すると、選ぶ物件の幅が広がります。耐震性の有無や、雨漏りなどで柱や梁など住宅の構造部分が傷んでいないか確認して選ぶことが大切です。住宅の構造がしっかりしていれば、省エネ性能の向上や間取り変更などが可能になります。

✓ 既存住宅選びの現場でのチェックポイント

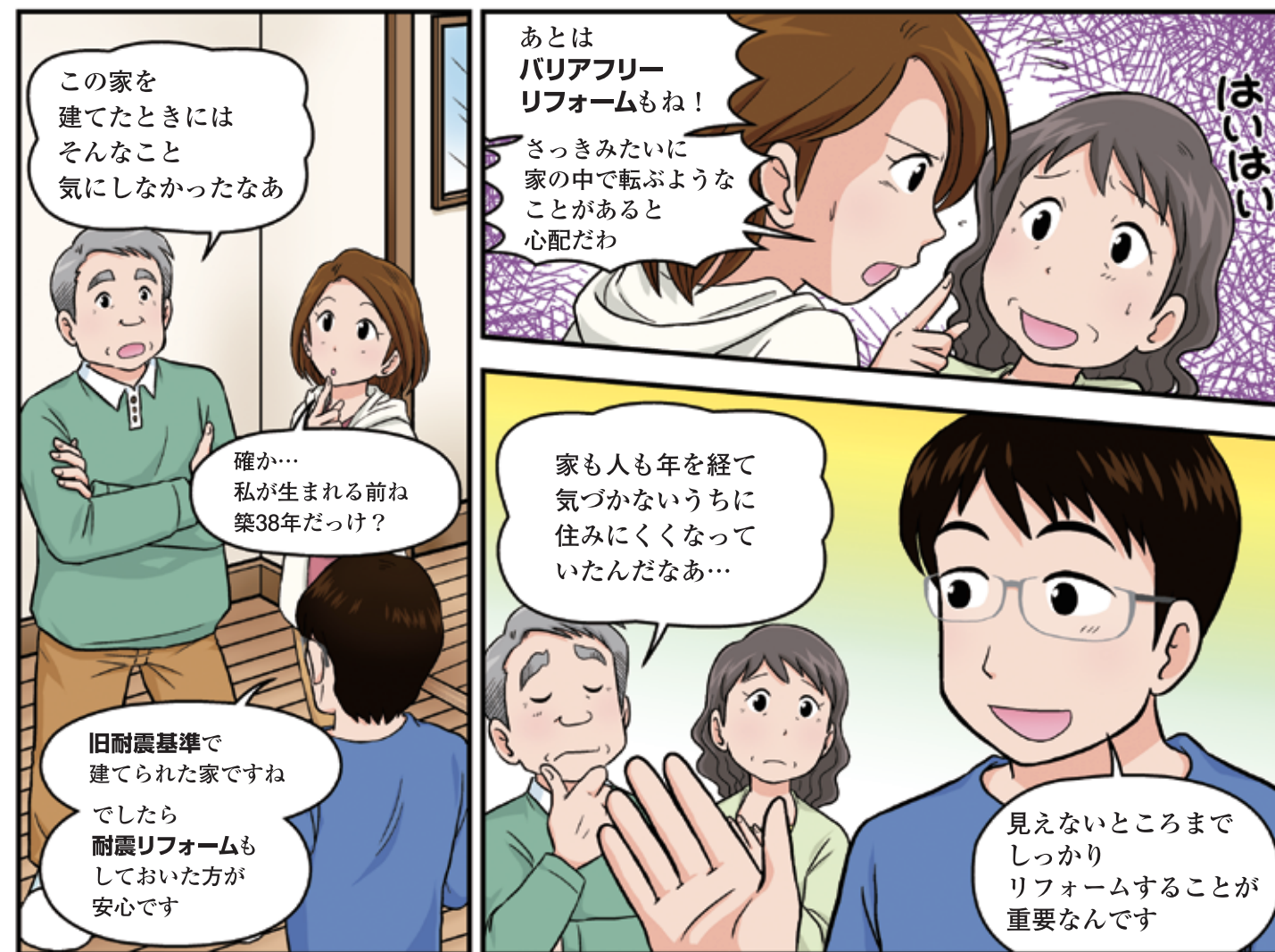
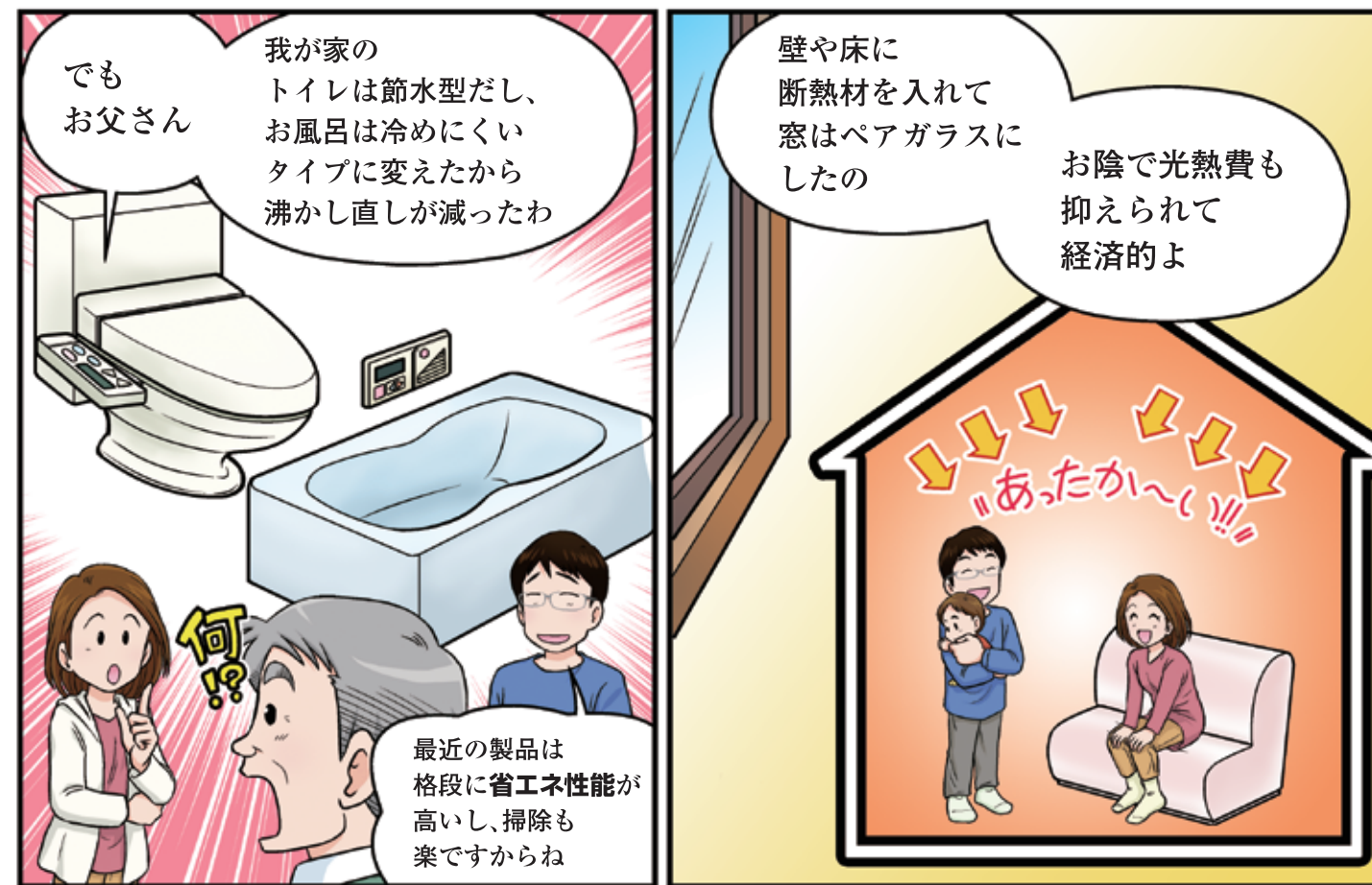
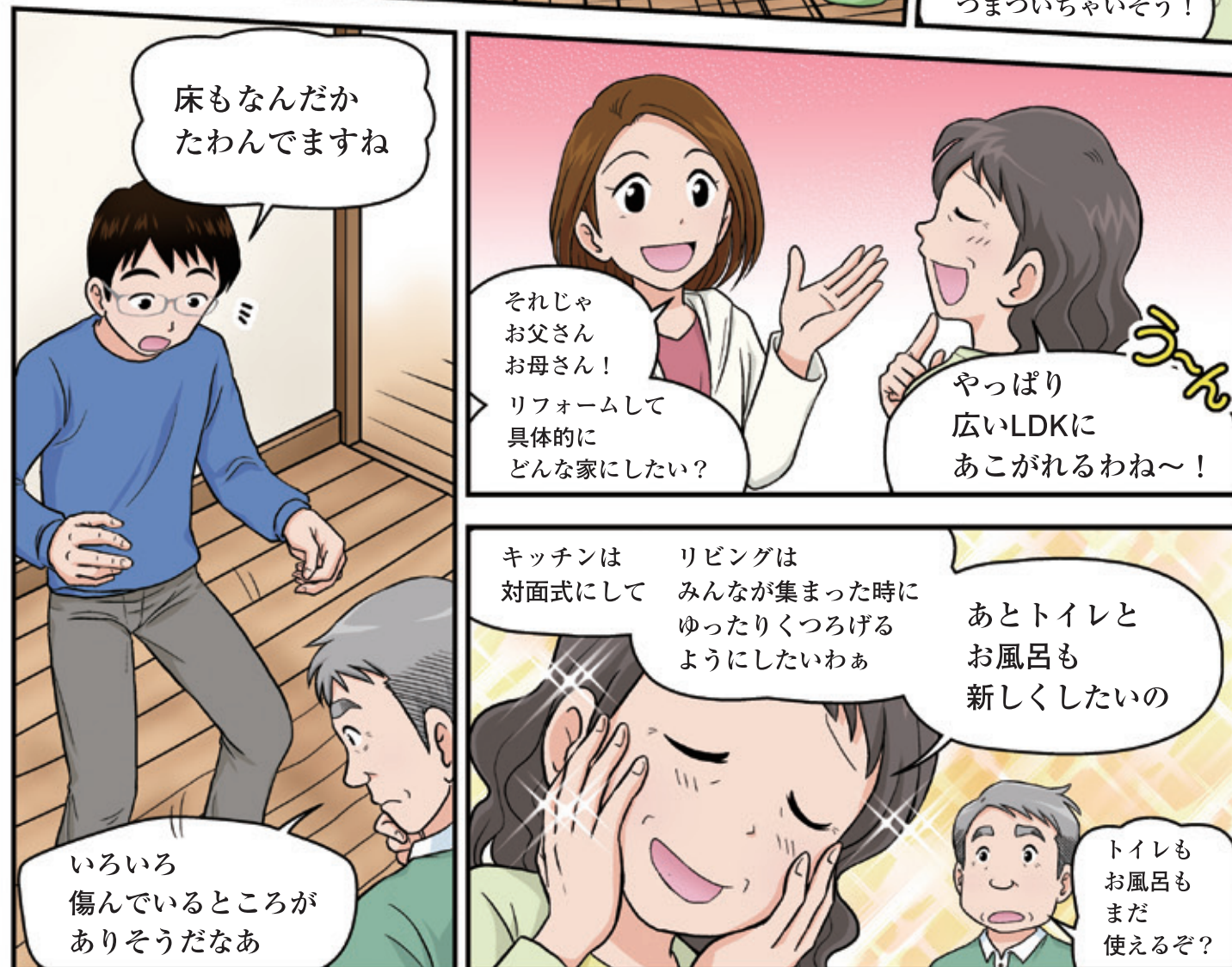
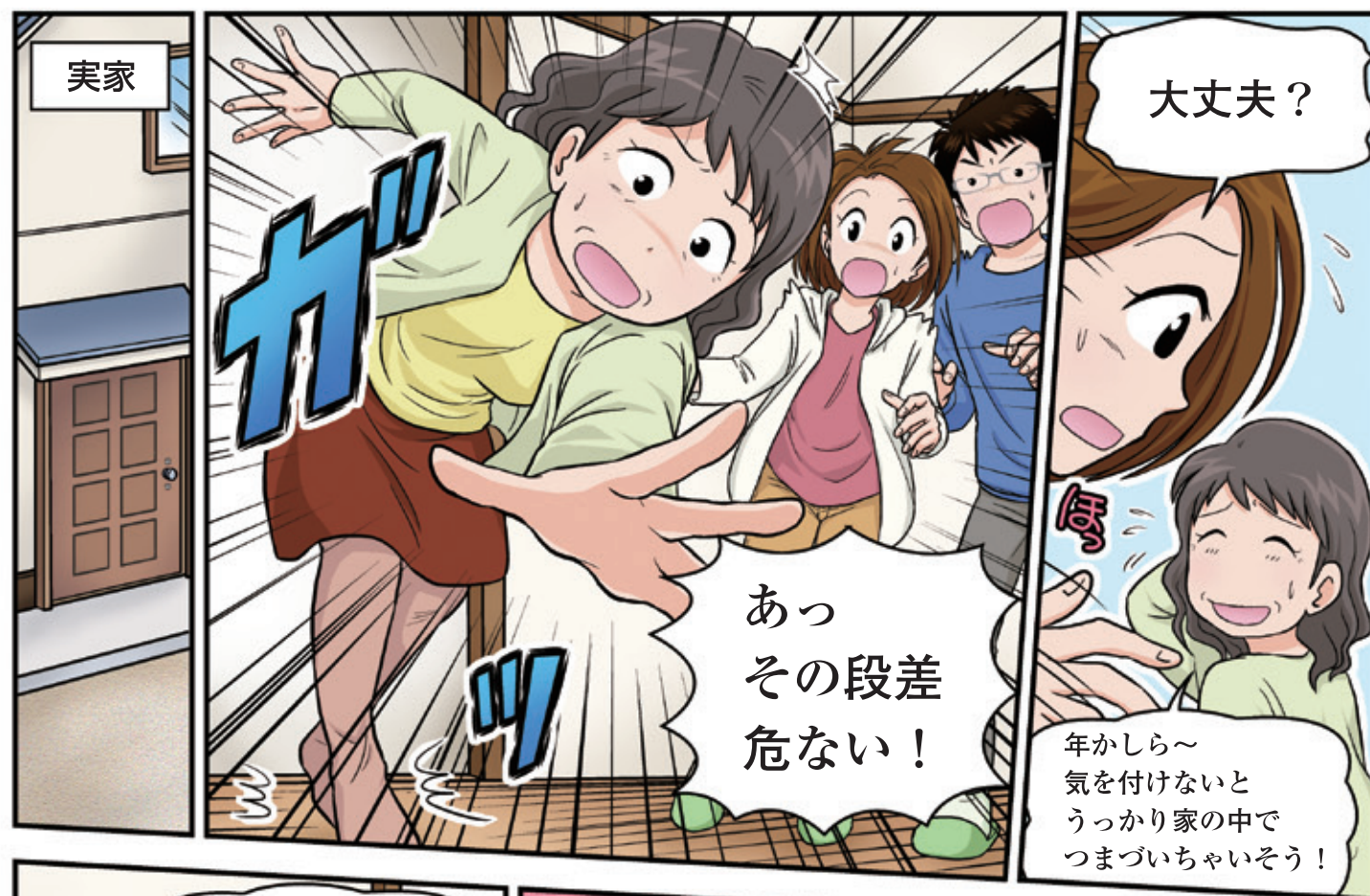
- 雨漏りしていないか
- 屋根や外壁に欠損や大きなひび割れがないか
- 部屋の壁に大きな亀裂がないか
- 床が傾いていたり、たわんだりしていないか
- 日当たり、風通しの悪い部屋はないか
- 新耐震基準の施行(昭和56年6月)以降に建築確認を受けているか

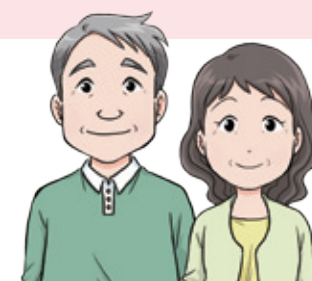
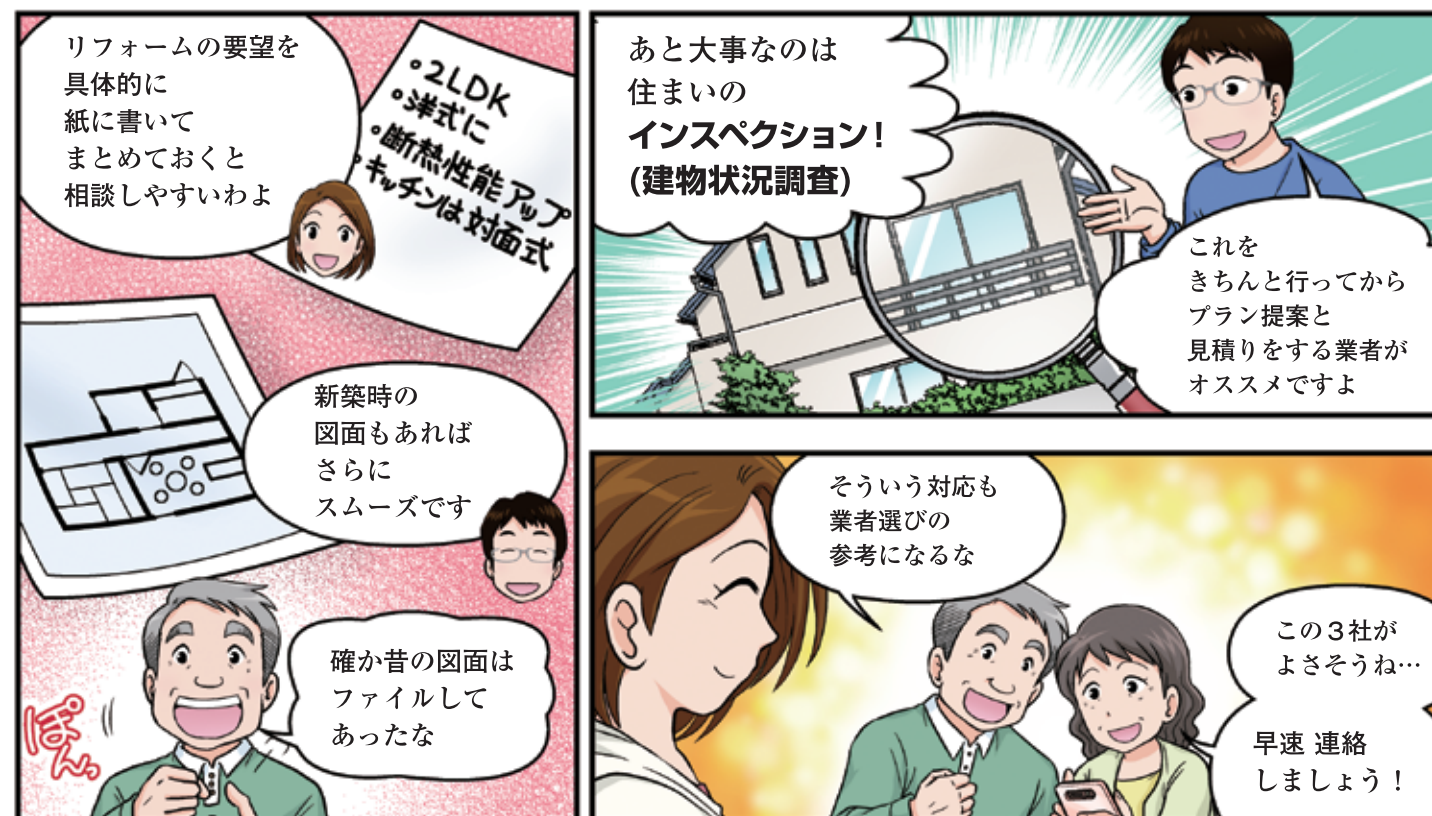
「住みたい」「買いたい」既存住宅を選択できるようにする制度に「安心R住宅」があります。既存住宅の広告に「安心R住宅」マークがついているものは、耐震性が確保され、構造上の不具合や雨漏りが認められていない物件です。安心して購入できる目安のひとつといえます。



国土交通省「安心R住宅」制度

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html





B 信頼できる業者をインターネットで検索!

業者を選ぶときは、▶希望するリフォームと業務内容が合っているか、▶実績のある業者か、▶事業者団体に加盟しているか、▶建設業許可を受けているか、▶自宅からあまり遠くないか、など、さまざまな観点から検討することが大切です。

■ 住宅リフォーム事業者団体登録制度

住宅リフォーム事業者団体に登録していることも、業者の信頼度の目安になります。国土交通省では「住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営確保」、「消費者相談窓口の設置」などに取組んでいる事業者団体を登録して公表しています。



登録団体

(平成30年5月1日現在)

事業者は各団体のホームページで確認できます。

一般社団法人マンション計画修繕施工協会 (MKS)
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 (JERCO)
日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 (木耐協)
一般社団法人リノベーション住宅推進協議会 (リノベ協)
一般社団法人ベターライフリフォーム協会 (BLR)
一般社団法人日本塗装工業会 (日塗装)
一般社団法人リフォームパートナー協議会 (RECACO)
一般社団法人全建総連リフォーム協会 (全リ協)
一般社団法人住生活リフォーム推進協会 (HORP)
一般社団法人JBN・全国工務店協会

<http://www.mks-as.net/>
<http://www.jerco.or.jp/>
<http://www.mokutai-kyo.com/>
<http://www.renovation.or.jp/>
<http://www.blr.or.jp/>
<http://www.nittoso.or.jp/>
<http://recaco.net/>
<http://www.zenrikyo.or.jp/>
<http://horp.jp/>
<http://www.jbn-support.jp/>

■ リフォーム業者検索サイト: リフォーム評価ナビ

一般財団法人住まいづくりナビセンターが運営する、公正・中立なリフォームのポータルサイトです。□□□□施工事例をもとに、全国約 900 社以上の事業者の中から検索できます。

リフォーム評価ナビ

検索

<https://www.refonavi.or.jp/>

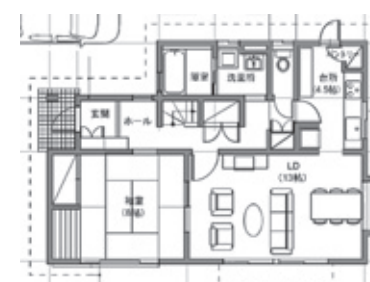


C リフォーム提案は複数の業者から取ると安心よ!

2 社以上の業者からプランと見積りを取ると、費用の目安や対応の違いが分かります。複数の業者から見積りを取ることを「相見積り」といいます。見積り時には、対象住宅のインスペクション (建物状況調査) をしてもらいましょう。

■ 事前の準備

- 要望のリストやメモを用意しておくスムーズに進みます。その際、予算が分かるようにしておきましょう。
- 現状の住宅の図面や、マンションの場合は「管理規約」を用意します。



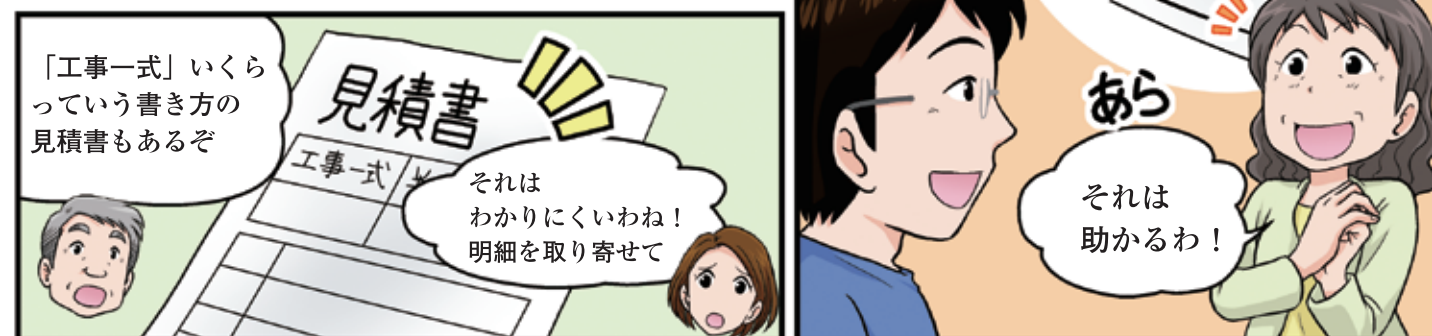
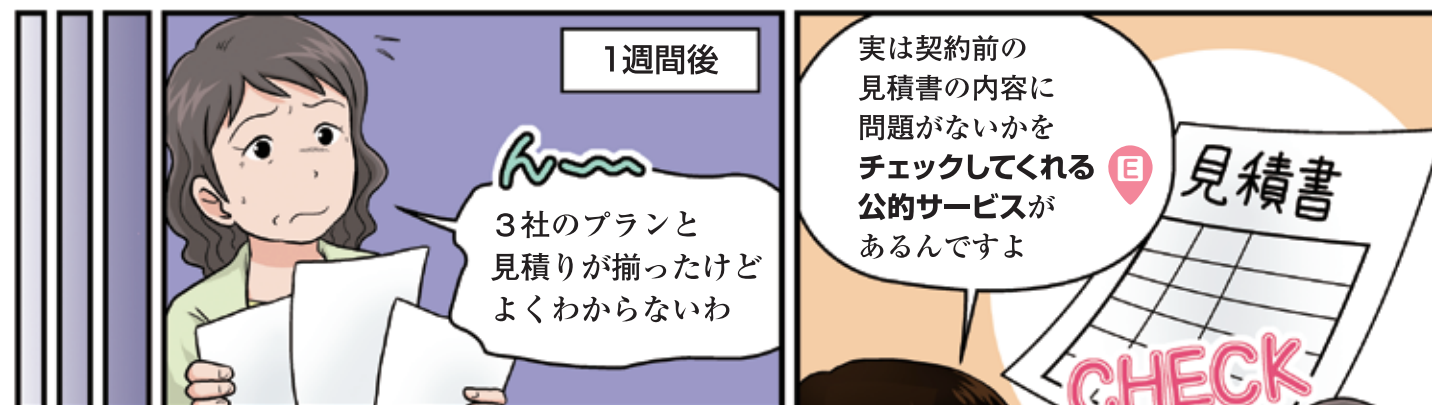
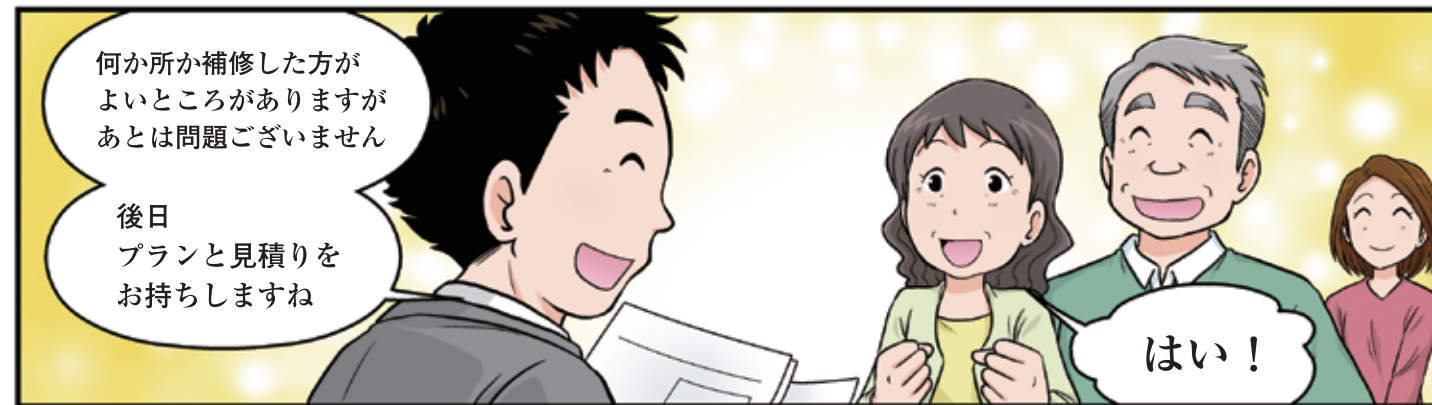
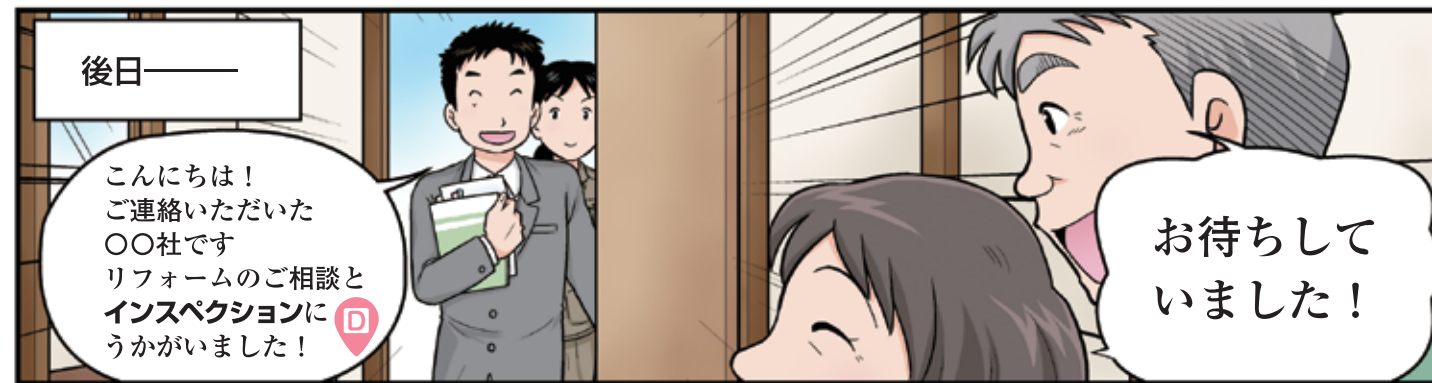
現状の図面を用意



マンションの場合は管理規約も必要

■ 見積り依頼時の注意点

- 複数の業者から見積りをする場合は、予算や工事内容などを同じ条件で依頼することが大切です。その際、相見積りであることや、無料の範囲で見積り作成をしてほしいことをあらかじめ伝えましょう。
- 見積りは、インスペクション (▶P.13) をしてから作成してもらうようにしましょう。
- わからないところは納得いくまで検討、確認しましょう。特に、「〇〇工事一式」などと記載されている箇所は、どんな内容なのかきちんと説明を受けましょう。(▶P.13)



リフォームでは、インスペクションが大事な

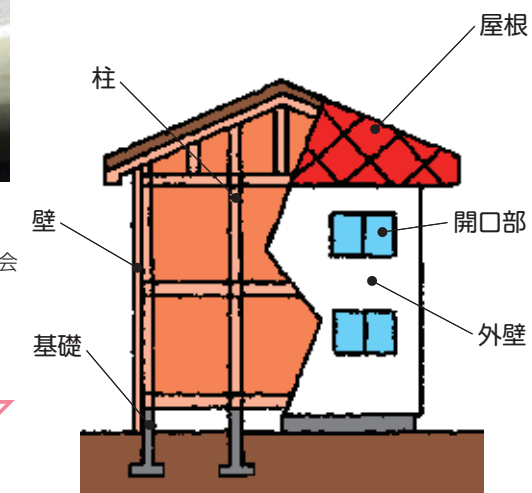
インスペクションとは、目視や計測などにより、住宅の基礎や外壁のひび割れや、天井の雨漏りなどの劣化・不具合が発生していないかを調べる「建物状況調査」です。住宅の状態を把握することで、補修の必要性を踏まえた適切なリフォーム計画をつくることができます。

インスペクションのイメージ

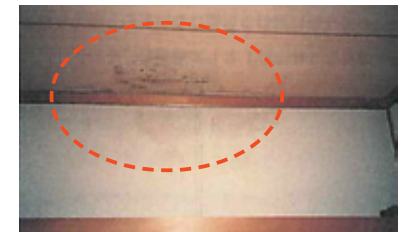


シロアリ被害

出典：公益社団法人日本しろあり対策協会



戸建住宅の場合



雨漏りの跡



外壁・建具の周囲の劣化

建物の水平・垂直や、基礎のひび割れなどを調査



見積書の内容に問題がないか、確かめたい！

見積りに不安を感じたら、第三者の目でチェックしてもらおうと安心です。「住まいるダイヤル」では、リフォーム見積チェックサービスを無料でを行っています。

例えば…

「〇〇工事一式」とか、よくわからない項目が多いけれど、適正な金額なのかしら？



電話相談
見積書送付



受付時間 10:00～17:00
(土・日・祝休日、年末年始を除く)

PHSや一部のIP電話をご利用の方
TEL 03-3556-5147

住まいるダイヤル 検索 <https://www.chord.or.jp/>

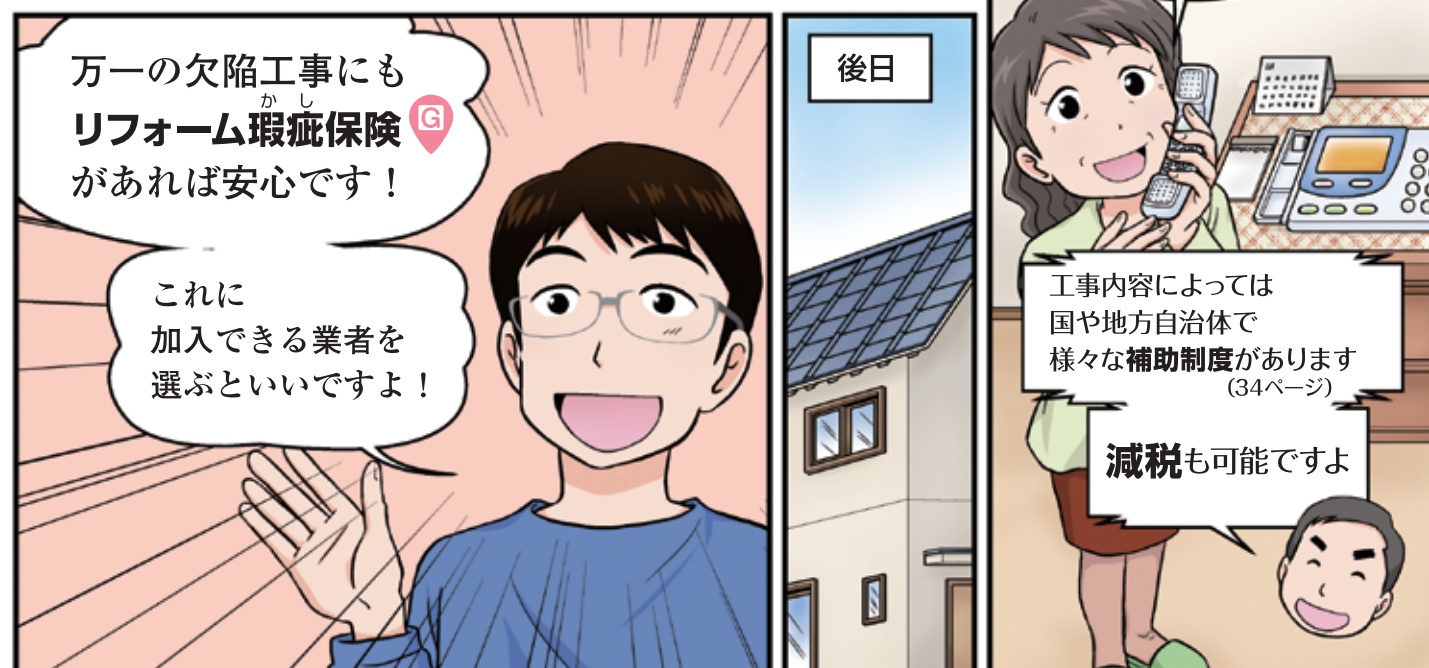
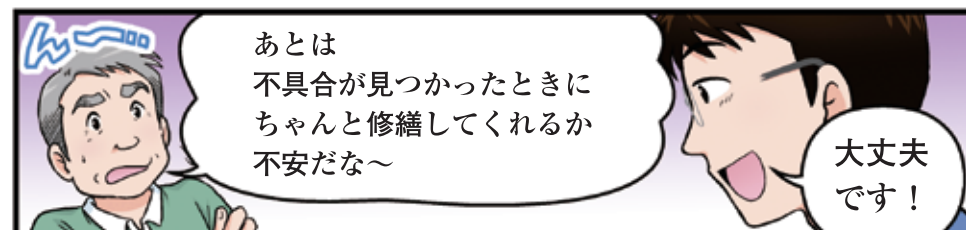
リフォーム見積チェックサービスは上記ホームページ内からアクセスできます。
<http://www.chord.or.jp/reform/consult.html>

ご利用希望の場合、まずは「住まいるダイヤル」にお電話してください。

■ リフォーム見積チェックサービスでの主なチェック項目

- ・根拠が不明な項目や、二重計上などがないか
- ・一般的な工事単価などとかけ離れた額になっていないか
- ・見積書と図面の工事内容が合っているか

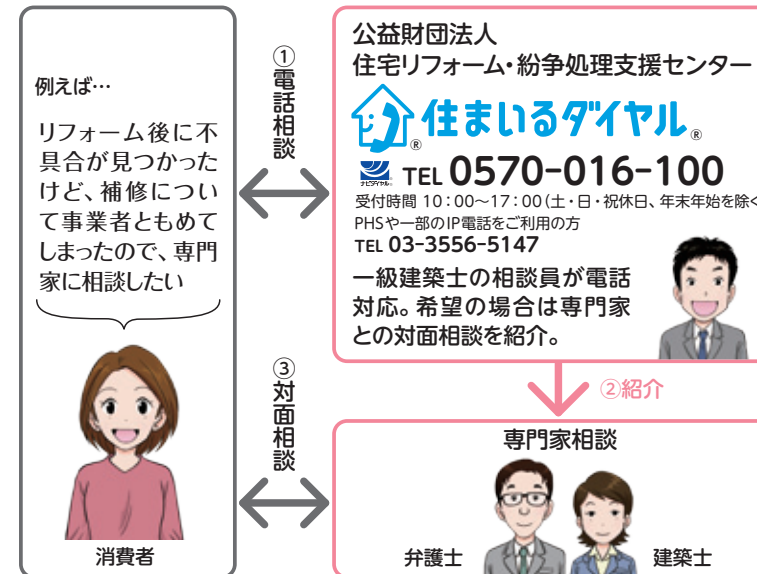
※「住まいるダイヤル」は、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた、住宅専門の相談窓口で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営しています。



不安なときは公的な相談機関にまず電話ね！

トラブルに巻き込まれたときなどは、公的な相談機関を頼りましょう。

1. 住みいるダイヤル



※専門家相談は各都道府県にある弁護士会で行っています。

2. 消費生活センター

全国の消費生活センターの連絡先は以下のホームページから調べることができます。

独立行政法人 国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

3. 地方公共団体 リフォーム相談窓口

地方公共団体の相談窓口は以下のホームページから調べることができます。

リフォネット

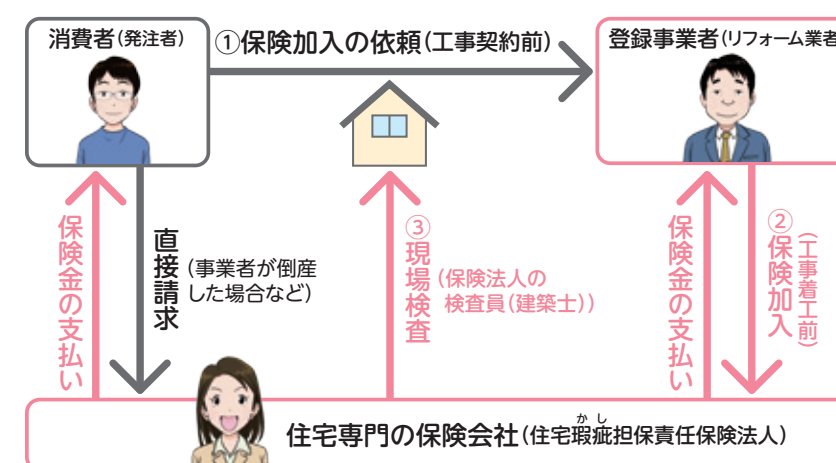
<http://www.refonet.jp/trsm/>



リフォーム瑕疵保険ってなんだろう？

リフォーム瑕疵保険は、リフォーム時の検査と保証がセットになった保険制度です。住宅専門の保険会社(住宅瑕疵担保責任保険法人)が保険を引き受けます。依頼したリフォーム業者がリフォーム瑕疵保険に加入していれば、万が一、後日、工事に欠陥が見つかった場合に、補修費用などの保険金が事業者(事業者が倒産した場合は工事発注者である消費者)に支払われ、無償で直してもらうことができます。特に、大きなリフォームのときは加入すると安心です。加入を希望する場合は、工事契約前に業者と協議しましょう。

■ 工事契約前(着工前)の申込が必要



■ 加入業者を調べるには

リフォーム瑕疵保険に加入することができるリフォーム業者は、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページで検索できます。

住宅かし保険 登録事業者

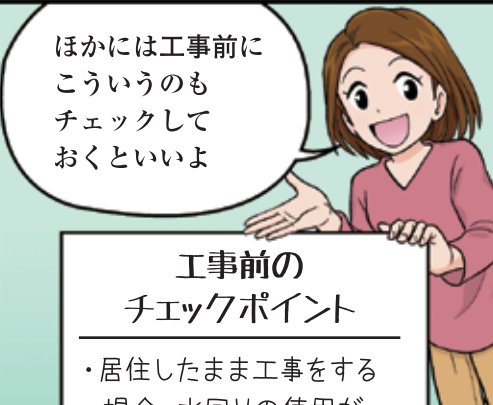
<http://search-kashihoken.jp/>

※保険に加入できるのは、保険法人に登録されているリフォーム業者です。



ショールームで
実物の設備を
見たから
納得したわ！

いいプランに
なって
よかったわねー！



ほかには工事前に
こういうのも
チェックして
おくといいよ

**工事前の
チェックポイント**

- ・居住したまま工事をする
場合、水回りの使用が
できない期間を確認
- ・近隣住民への挨拶
- ・減税、補助制度を活用
する場合、必要な手続き
が済んでいる？

契約書も
きちんと取り交わして
支払い条件や
解約時の取り決めなども
説明してもらって
くださいね



リフォーム開始——



ここを
変更したいんですが

わかりました！
追加・変更の見積書をお出しして
あらためて契約書を
作成しますね

ほう
きちんと
してる

**工事中の
チェックポイント**

- ・契約内容通りの
リフォームになっているか
- ・工事内容を途中で変更
した場合、必ず書面を残す
- ・追加工事が必要な場合、
その内容と金額を工事
の追加前に確認

しっかりした
業者さんね！

そして——
完成！

ようこそ！
私たちの
新居へ！

とても
ステキに
なったじゃない！

おはは

工事の記録を
残しておけば
その後も安心！
君たちも
参考にしたまえ

これからは
**定期的に
点検・補修**
するぞ！

あらあら
パパも
すっかり
リフォーム通ね



❏ トラブル防止には契約書が大事ですよ！

請負契約書と約款、工事内容や金額を具体的に示している見積書、設計図書が、希望の工事内容と合っているか確認します。小規模な工事でも、必ず契約書を取り交わしましょう。

〈契約時に必要な書類と確認事項など〉

請負契約書	必須	契約者、契約金額、工期、支払時期と方法などを確認。
請負契約約款	必須	契約に関する細かい約束事。 遅延損害金や瑕疵担保責任、紛争の解決方法など。
見積書	必須	契約金額と明細を記載。設計図書と照合し、内容、工事範囲を確認。 「工事一式」の費用のみ記載されていたら、明細を取り寄せる。
設計図書	必須	平面図などの設計図、各部屋の内装仕上材一覧を記入した仕上表など。 打ち合わせで決めた内容が盛り込まれているか確認。
打合せ記録		いつ何が決定されたかの記録。打ち合わせの都度作成。

* 契約書や見積書の相談は「住まいのダイヤル」(▶P.13)

住宅リフォーム工事標準契約関連書式集

一般社団法人住宅リフォーム推進協議会では、住宅リフォーム工事の標準的な契約関連書式集をホームページで公開しています。

住宅リフォーム推進協議会

検索

<http://www.j-reform.com/publish/shosiki.html>



❏ リフォーム後には工事の記録を残そう！

工事が終わった後もやるべきことがあります。大切な住まいを守るために、以下を忘れずに実施しましょう。

■ 竣工検査の同行

工事完了後、業者と一緒に契約書通りに工事ができているかチェックしましょう。気になるところがあったら、このときにきちんと伝えることが大切です。

■ 工事の記録の保管

住宅の設計・施工・維持管理・権利及び資産などに関する情報を住宅履歴情報といいます。情報となる契約書、図面、保証書などは、きちんと保管しておきましょう。

■ 工事後の点検・メンテナンス

快適に長く住み続けるためには、定期的な点検やメンテナンスをすることが大切です。工事完了後には、アフターメンテナンスの窓口、修繕時の有償・無償の範囲などを確認し、さらに、長期的な維持保全計画についても業者と相談しておくようにしましょう。

住宅履歴情報(工事の記録)の保管

住宅履歴情報は、住宅の所有者が自分で保管する方法と、情報活用サービス機関に保管を依頼する方法の2つの方法があります。サービス機関については、一般社団法人住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会のホームページをご覧ください。

いえかるて

検索

<http://www.iekarute.or.jp/>

